

政策目的随意契約の締結について(契約前公表)

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第2号の規定により公表する。

令和7年3月24日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

1 随意契約の内容

(1) 件名

浜黒崎浄化センター構内除草及び屋内軽作業業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

刈払型草刈機を使用した構内の除草、管理本館の清掃・雑役

(3) 役務の提供を受ける期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月1日

(2) 提出先

上下水道局浜黒崎浄化センター

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年３月２４日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

１ 随意契約の内容

（１）件名

流杉浄水場除草業務委託

（２）提供を受ける役務の内容

刈払型草刈機を使用した構内の除草及び清掃

（３）役務の提供を受ける期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年４月１日

（２）提出先

上下水道局流杉浄水場